

第5章 計画の推進

1. 計画の周知

本計画を広く周知するため、社協ホームページや社協だより“ほほえみ”などを活用するとともに、地域福祉推進懇談会や種別会等での周知に努めます。

2. 計画の推進体制

(1) 地域住民、福祉団体、福祉事業者等との連携

地域福祉活動計画の推進にあたっては、地域づくり組織、自治会、民生委員・児童委員、福祉団体、福祉関係事業者等と連携し進めていきます。

(2) 関係機関等との連携協働

地域住民が住み慣れた環境で、安心して幸福に暮らしていけるには、行政機関や福祉団体等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。そのために、名張市が策定した「地域福祉計画」と整合を図り、名張市や関係機関と連携・協力して取り組んでいきます。

(3) 住民が主役となる福祉の推進

地域福祉を進めるためには、多種多様な福祉課題に柔軟に対応できるように、住民一人ひとりの自発的な取組に対して、地域が積極的に支援を行っていくことが重要です。各地域づくり組織では、住民が相互に協力し、支え合うための様々な活動が自主的に行われています。これらの活動をさらに発展させるため、自助・共助・公助の取り組みが個々の課題に対して適切に組み合わせられることで、多様な地域の福祉課題に対して、きめ細やかに迅速に対応できる地域福祉を推進していきます。

3. 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、地域福祉活動計画策定委員会の中から、地域代表1名、社会福祉活動団体の中から3名及び行政関係者から1名で構成する「名張市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況の確認及び評価を行うとともに、社会情勢、経営環境の変化等、必要に応じて見直します。